

健やかなくらしを支える 東リコントラクトカーテン



東リ 環境宣言

環境リーディングカンパニーを目指し、「地球環境保全」と「生活文化の向上」を両立した社会の実現のため「環境共生社会への貢献」を誠実に実行してまいります。



低炭素商品

「再生材料が使用されている商品」や「リサイクル可能である商品」など、低炭素社会に貢献します。
(カラーバックD (P.77)、セシリア (P.80)を除く全品)

再生素材を利用した地球にやさしいカーテンです。

グリーン購入法適合商品

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」をグリーン購入法と呼びます。この法律は、国(国会、各省庁、裁判所)、独立行政法人及び特殊法人における環境物品等の調達の推進等に関する基本的方向、国等が調達すべき物品及び役務の種類(特定調達品目)並びに、その他環境物品等の調達の推進等に関する重要項目を定めています。地方公共団体(都道府県・市区町村)も調達を行うよう努めることになっています。また、事業者、国民等も優先して環境物品を購入するという一般的責務が課せられています。



グリーン購入法適合品
インテリアファブリックス
産業活性化協議会

〈カーテンの適応条件〉2018年10月現在

使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。又は再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

エコマーク認定商品

当社はエコマーク商品類型NO.104「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品」においてエコマーク認定番号 第05104042号を取得しています。



〈認定の主な基準〉2018年10月現在

1. 製品全体の総重量に占めるリサイクル繊維の割合が50%以上であること。
2. 製品の各種加工は必要最小限にとどめ、安全性に疑義がある加工剤の使用は自粛すること。
3. 製品の製造にあたり、関連する環境法規及び公害防止協定などを順守していること。

安心して使ってほしいから、全品 F^{IF}☆☆☆☆ 対応商品です。

F^{IF}☆☆☆☆

2003年7月に建築基準法の改正がなされ、ホルムアルデヒド等の放散量の度合いに応じて建材の使用量が制限されるようになりました。カーテンはこの法律の対象とはなっておりませんが、インテリアファブリックス性能評価協議会の自主基準として、ホルムアルデヒドに限定し、その放散量の度合いに応じて区分されています。

※区分は建築基準法に準じています。

等級 ホルムアルデヒド放散速度
F^{IF}☆☆☆☆ 5 μ g/m²h 以下

東リカーテン 循環型リサイクルシステム



このマークがリサイクル可能商品の目印です。

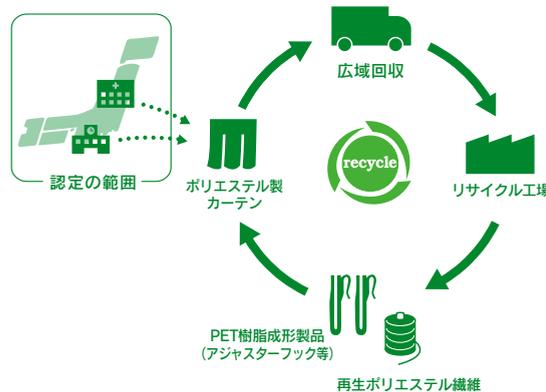
リサイクル可能商品には、リサイクルマークの入った専用ラベルが縫付けられています。回収したカーテンを商品内容に応じた方法でリサイクルいたします。

リサイクル可能商品
 リサイクルにつきましては
 弊社ホームページをご覧ください
<http://www.toli.co.jp>

東リ株式会社
 兵庫県伊丹市東有岡5-125

責任者

- ① リサイクルマークのラベルが縫付けられたカーテンが対象となります。
- ② リサイクルマークのラベルは、弊社の縫製工場で縫製されたカーテンに縫付けられます。
- ③ カーテンの回収をご希望のお客様は、弊社ホームページ『東リカーテン 循環型リサイクルシステム』からお申込ください。弊社担当者よりご連絡させていただきます。
- ④ 送料、リサイクル費用につきましてはお客様のご負担となります。お申込時に弊社担当者よりお見積させていただきます。
- ⑤ シェード類のレールなどの金属部品やコード、チェーンは外して梱包してください。
- ⑥ 弊社のリサイクルシステムは「広域認定制度」*に基づき、事業者から廃棄されたカーテン（産業廃棄物）を回収するものです。リサイクルマークのラベルが縫付けられたカーテンであっても、ご家庭で使用されたカーテンは、各自治体の条例にしたがって、破棄していただきますようお願いいたします。



※「広域認定制度」(環境省)

製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該廃棄物の製造、加工、販売等の事業を行う者が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度。

FRDアジャスターフック



色:ホワイト



色:ブラック

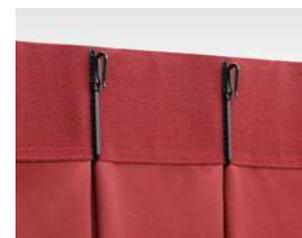
FRDアジャスターフックは回収されたカーテンを原材料として製造されたエコタイプのカーテン用フックです。

ドレープ生地はブラックフックに、レース生地はホワイトフックに生まれ変わります。(特許取得済)

※FRDアジャスターフックは東リメーカー縫製仕様の専用フックです。

〈ブラックフックが標準仕様の商品〉

エコラインⅡ	TKY7280	エコシャドー	TKY7341～7344 (全色)
エコノクト	TKY7298	エコシャドーF	TKY7345～7348 (全色)
エコノクトS	TKY7308	エコソフレント	TKY7349～7352 (全色)
アネシス	TKY7316	エコブラッシュ	TKY7353～7360 (全色)
エコキャンドルⅡ	TKY7332	ブラッシュⅡ	TKY7361～7364 (全色)
エコキャンドルⅡ	TKY7336		



上記の商品をホワイトフックに、または上記以外の商品をブラックフックにすることもできます。ご注文時にご指定ください。

機能マーク一覧



制菌

繊維上に付着した菌の増殖を抑制する加工を施したカーテンです。

(一社) 繊維評価技術協議会 認証マーク



制電

導電性繊維の使用や帯電防止加工により制電性を付与したカーテンです。静電気によるホコリの付着や不快なショックを軽減します。

(一社) 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク



遮光

一般ドレープに比べて遮光性能の高いカーテンです。

(一社) 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク



高耐光

日光に対する色の耐久性が高く、日焼けによって変色しにくいカーテンです。



吸音

室内の音の反響を低減する効果があります。より良い音響環境が必要な空間におすすめです。



遮音

生地裏面に樹脂コーティングすることで、遮音効果を向上させたカーテンです。



UVカット

一般的なレースに比べて紫外線の透過量の少ないカーテンです。

(一社) 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク



プライバシーレース

一般的なレースに比べて透けにくく、プライバシー保護性の高い商品です。



ウェーブロン®

防透性機能糸ウェーブロン®を使用して、プライバシー保護性と採光性とを両立させたレースです。



ミラーレース

生地裏面のミラー効果により、日中、室内の様子を見えにくくするレースです。



遮熱糸

太陽光を乱反射させる特殊糸を使用して、より遮熱性を向上させたレースです。



遮熱

(一社) 日本インテリアファブリックス協会の定める遮熱性能試験に合格したレースです。

(一社) 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク



エアファイン®

さまざまな臭いに対して優れた消臭機能を発揮します。



ウォッシュャブル

ご家庭の洗濯機で水洗いすることができます。

(一社) 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク



SR加工

洗濯時に汚れを落ちやすくする加工を施したカーテンです。

レースなどの生地は、洗い上がりがきれいです。



はっ水

水滴をはじき落としやすくなるように、はっ水加工を施したカーテンです。汚れが生地に浸透しにくく、清潔さを保ちます。

(一社) 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク



防災

消防法により定められた防災性能試験に合格したカーテンです。

(一社) 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク

・各機能の詳細につきましてはP.100～112をご参照ください。
・環境関連の機能マークにつきましては、P.2・3をご参照ください。



防炎

一般社団法人 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク

全アイテム

消防法により定められた防炎性能試験に合格したカーテンであることを示しています。



- カーテンは消防法の定める防炎物品の対象に含まれます。したがって、消防法など各政令、条例によって、使用方法ならびに使用場所に制限があります。各法令法規をご確認ください。(下表参照)
- 防炎ラベルは、消防法により消防庁長官が認定した業者以外による縫付けは禁じられています。当社(登録者番号)の防炎ラベルは、当社縫製工場でのみ縫付けることができます。当社縫製工場では、当社(登録者番号)以外の防炎ラベルの縫付けはできません。
- 当社の防炎カーテンは、すべて(イ)ラベルです。水洗い洗濯及びドライクリーニングの後も、再処理する必要はありません。
- 防炎物品は決められた試験方法により認定されたものであり、燃えないものではありません。火気に近づけないでください。

■ 防炎防火対象物 (防炎物品を使用しなければならないところ)

消防法第8条の3で指定されたもの	高層建築物(高さ31mを超える建築物)、地下街	
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 <input type="checkbox"/> 公会堂又は集会場	
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 飲食店	
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
消防法施行令第4条の3で指定されたもの	イ 病院、診療所又は助産所 <input type="checkbox"/> 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)	
	(6)	ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
	(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	(12)	<input type="checkbox"/> 映画スタジオ又はテレビスタジオ
	(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの <input type="checkbox"/> イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
	(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

■ 防炎「補助ラベル」について (2018年10月現在)

- 防炎「補助ラベル」とは、消防庁の指導により、(公財)日本防炎協会が発行するラベルです。
- ラベルには防炎加工の「照会 No.」が表記されています。
- 2015年4月1日以降、防炎加工業者にて防炎加工処理された生地が発行されます。
- 縫製業者は、補助ラベルが発行された生地に防炎ラベルを縫付ける場合は、防炎ラベルだけでなく、補助ラベルも併せて縫付けなければなりません。当社縫製工場では、防炎ラベルに重ねて縫付けます。
- 生地のみのご注文の際には、5mにつき1枚の割合で生地と共に補助ラベルを出荷します。



補助ラベル



制 菌

一般社団法人 繊維評価技術協議会 認証マーク

「メディカルウェル®」全アイテム

繊維上に付着した菌の増殖を抑制するカーテンです。

院内感染で問題になるMRSAをはじめ、5種類の菌に対して優れた効果を発揮します。

耐洗濯性に優れていますので、洗濯回数の多い医療施設に最適です。

■ SEK 制菌加工 (特定用途) 認証基準

〈制菌性能、洗濯耐久性〉

- ・ 3種の必須菌に対して殺菌活性値L>0であること。
- ・ 高温加速洗濯法により5回以上の洗濯を行っても制菌機能が損なわれないこと。

試験対象菌種		殺菌活性値 (L)		認証基準	
		洗濯前	洗濯5回後	洗濯前	洗濯5回後
必須菌	黄色ブドウ球菌 (NBRC12732)	3.2	2.6	L>0	L>0
	肺炎かん菌 (NBRC13277)	>3.2	2.2	L>0	L>0
	MRSA (IID1677)	>3.2	2.9	L>0	L>0
オプション菌	大腸菌 (NBRC3301)	>3.2	3.2	L>0	L>0
	緑膿菌 (NBRC3080)	2.2	>3.1	L>0	L>0

試験方法：JIS L 1902 菌液吸取法、洗濯方法：高温加速洗濯法

参考：それぞれの菌種について

黄色ブドウ球菌……膿瘍などの様々な表皮感染症や食中毒、肺炎、髄膜炎、敗血症などの致死的となるような感染症の起因菌。

大腸菌……血液中や尿路系に進入した場合に病原体となる。特にO-157と呼ばれる腸管出血性大腸菌は重度の食中毒や重症合併症の原因となる。

肺炎かん菌……口腔や腸管における常在菌であるが、免疫力の低下した人に感染し、肺炎・尿路感染症などを引き起こす。

緑膿菌……免疫力の低下した人に感染して緑膿菌感染症などの院内感染の病原菌となる。消毒薬や抗生物質に対して耐性が強い。

MRSA……多くの抗生物質に耐性をもつ黄色ブドウ球菌。代表的な院内感染の原因菌。

〈安全性〉

- ・ 加工剤の安全性基準を満たしていること。

試験項目	当社使用制菌加工剤	認証基準
急性経口毒性試験 (LD ₅₀)	雄 4,259mg/kg 雌 3,536mg/kg	LD ₅₀ ≥ 2,000mg/kg
変異原性試験	陰性	陰性
皮膚刺激性試験 (PII)	PII 値 = 0.1	PII 値 < 2.0
皮膚感作性試験	陰性	陰性

参考：安全性試験について

経口毒性試験……マウスまたはラットを用いて化学物質の用量と有害性の関係を明らかにする試験。

皮膚刺激性試験……皮膚に接触した化学物質が、その局所に湿疹あるいは接触性皮膚障害などの刺激作用を与える可能性を評価する試験。

変異原性試験……遺伝子突然変異、染色体異常及び一次DNA損傷などの遺伝学的指標を調べる試験。

皮膚感作性試験……化学物質に何回か接触または暴露された結果、その後の同化学物質適用時に局所に特異な反応を示さないことを確認する試験。



導電性繊維の使用や帯電防止加工により制電性を付与したカーテンです。
静電気によるホコリの付着や不快なショックを軽減します。

■ 判定基準

下記の試験方法のどちらかに基づき試験を行い判定。

	摩擦帯電電荷量測定法		摩擦帯電電圧測定法			
試験方法	摩擦布で摩擦を与え、帯電した摩擦帯電電荷量を測定する。		摩擦布で摩擦を与え、帯電した摩擦帯電電圧を測定する。			
	JIS L 1094 に準拠					
試験条件	温度 20 ± 2℃ 相対湿度 40 ± 2% 摩擦布 ナイロン及びアクリル		温度 20 ± 2℃ 相対湿度 40 ± 2% 摩擦布 毛及び綿			
判定基準	摩擦帯電電荷量 7 μC/m ² 以下		摩擦帯電電圧 3,000V 以下			
測定値		摩擦布	測定値 (μC/m ²)		摩擦布	測定値 (V)
	制電カーテン	アクリル	4.2	制電カーテン	綿	310
		ナイロン	4.1		毛	1,050
	一般カーテン	アクリル	4.1	一般カーテン	綿	5,700
		ナイロン	11		毛	5,500

■ 使用上のご注意

- ・ 実際の使用環境下(温度、湿度、摩擦等)での性能を保証するものではありません。
- ・ 静電気の感じ方には個人差があります。



さまざまな臭いに対して優れた消臭機能を発揮します。

■ エアファイン®の特長

● 暗所でも消臭

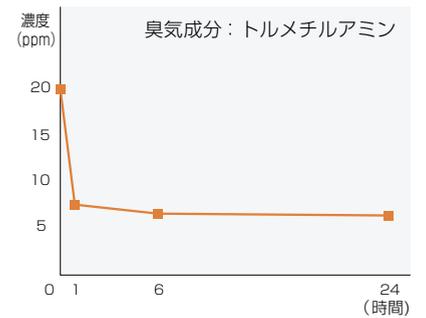
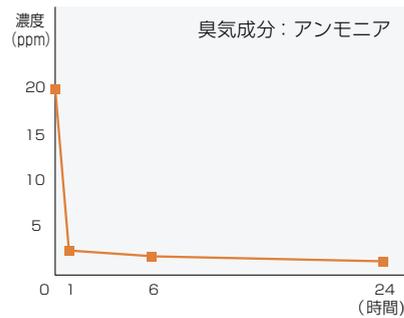
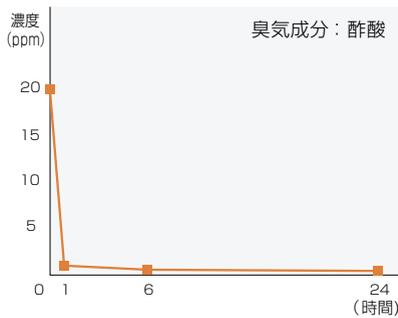
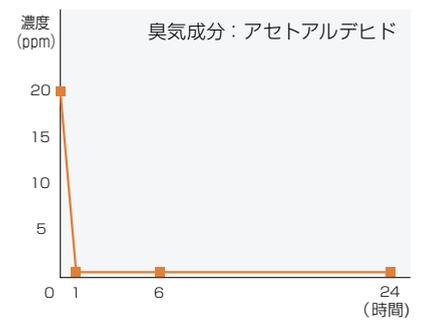
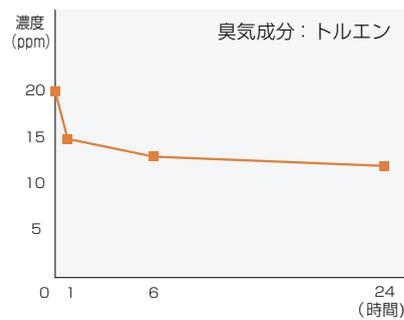
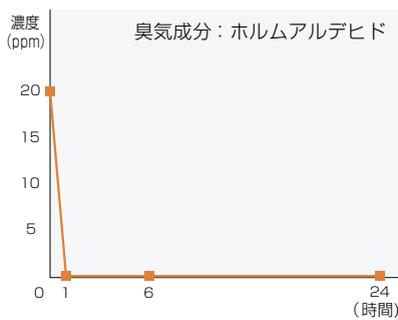
一般的に光触媒といえば、その名の通り、「太陽光」のエネルギーによって消臭機能を発揮し、夜間など暗所では消臭性能はありませんでした。当社消臭カーテンはチタニア系ナノ粒子酸素触媒により、太陽光や蛍光灯下はもちろん、暗所においても十分な消臭効果を発揮させることを可能にしました。

● さまざまな臭気を消臭

消臭剤の種類によっては、アルカリ性臭気には効果を発揮するが、酸性系臭気には効果が無い、などのものもあります。この酸素触媒は4大悪臭をはじめ、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドなどの臭気にも優れた消臭効果を発揮します。

■ イヤな臭いに効果を発揮

試験方法：5ℓのテドラーバッグに3.0gの試料を入れ、経時での対象ガス濃度を検知管を用いて測定。



※本試験結果は、あくまで特定の条件下でのデータであり、実用上の効果とは必ずしも一致するものではありません。

ご家庭の洗濯機で水洗いすることができます。

■ 判定基準

試験項目	試験方法	判定基準
寸法変化率	JIS L 0217 103 法、または JIS L 1930 C4M 法	タテ± 1%以内、ヨコ± 2%以内
外観		外観が良好であること
染色堅牢度	JIS L 0844 A-2 号	変退色 4 級以上、汚染 4 級以上

■ 取扱い絵表示ラベル

- カーテンの洗濯方法やアイロンがけについて日本工業規格(JIS)に基づいて表示するものです。



- 当社では生地出荷の場合、5mにつき1枚の割合で生地と共にラベルを出荷しています。ラベルの取付けは見やすい箇所に、容易に剥れないように縫付けてください。
- ソフトプリーツ加工をした場合、絵表示は「アイロン不可」 となります。

■ 取扱い絵表示ラベル一覧

ラベルNO.	取扱い絵表示
T-A1	あて布使用
T-A3	あて布使用
T-A5	あて布使用
T-A7	あて布使用

■ 取扱い絵表示の見方

洗い方(水洗い)

40℃までの液温で、洗濯機(弱水流)による洗濯ができます。

40℃までの液温で、手洗いができます。

水洗いはできません。

アイロンの掛け方

あて布をし、150℃までの温度で掛けてください。

アイロン掛けはできません。

漂白

酸素系漂白剤による漂白ができます。(塩素系漂白剤の使用は不可)

漂白はできません。

ドライクリーニング

石油系溶剤によるドライクリーニングができます。

ドライクリーニングはできません。

タンブル乾燥

タンブル乾燥はできません。

ウエットクリーニング

ウエットクリーニングができます。

ウエットクリーニングはできません。

乾燥方法(干し方)

日陰でつり干してください。

■ 洗濯の際のご注意

- 洗濯の際には必ずカーテンに縫付けられているラベルの取扱い絵表示を確認してください。
- フックは必ず外してから洗濯、クリーニングしてください。
- カーテンに裏地やトリムなどをつけている場合は、それら付属品の洗濯条件に十分に注意してください。
- カーテンの大きさにより、洗濯機では洗えない場合があります。
- 洗濯ネットの使用をおすすめします。
- 脱水は短時間(30秒以内)でかけてください。
- 裏面樹脂コーティングの生地は、使用条件によって樹脂が劣化しクリーニングできない場合があります。この場合は、表面のホコリを掃除機で吸い取り、軽く水分を含んだスポンジ等で汚れを拭き取ってください。
- 当社縫製の場合、『カーテンのお取り扱いについて』が同梱されています。長期間カーテンを美しくご愛用いただくため、カーテンの使用前および洗濯前に必ずお読みください。

■ 寸法変化率について

- 水洗いはJIS L 0217 103法、またはJIS L 1930 C4M法により、ドライクリーニングはJIS L 1096 J-1法により、寸法変化率を表示しています。
- 実際の洗濯では表示以上の収縮がおこる場合がありますので、必ず取扱い絵表示に従って洗濯してください。
- 「生地」という性質上、多少の縮みがおこる場合がありますのでご了承ください。
- 各商品の寸法変化率は商品の品質情報欄、及び巻末(P.116~119)の商品情報一覧に掲載しております。

■ 染色堅牢度 (洗濯堅牢度) について

- ・ 主に洗濯後の色落ちの程度を示しております。JIS L 0844 A-2号 (水洗い) に従い、変退色 (色落ち)、汚染 (他のものへの汚染) を1級～5級で評価します。5級が最も堅牢度が高くなります。
- ・ 当社では一部の商品を除き、4級以上をクリアしております。
- ・ 実際の洗濯では、洗濯方法によっては多少の色落ちがおこる場合があります。
- ・ 各商品の染色堅牢度 (洗濯堅牢度) は巻末 (P.116～119) の商品情報一覧に掲載しております。



SR加工

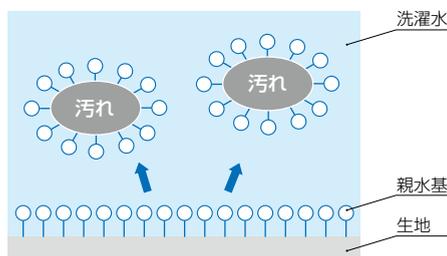
234 アイテム

洗濯時に汚れを落ちやすくする加工を施したカーテンです。

■ SR加工の特長

- ・ 水洗い時の洗いがりがきれいです。
- ・ レースなど白い生地への洗濯による再汚染を防ぎます。

■ メカニズム



生地表面を親水性にすることにより、洗濯水が汚れを包みやすくなり、汚れを落としやすくしています。



はっ水

一般社団法人 日本インテリアファブリックス協会 統一マーク

「シャワーカーテン」全アイテム

水滴をはじき落としやすくなるように、はっ水加工を施したカーテンです。

汚れが生地に浸透しにくく、清潔さを保ちます。

■ 判定基準

試験方法	JIS L 1092 繊維製品の防水試験方法に規定される「はっ水度試験 (スプレー試験)」による <ul style="list-style-type: none"> ・ 試料は初期状態のものと、洗濯5回後の試料を用意しそれぞれ等級を測定する。 ・ 洗濯はJIS L 0217 103法 (つり干し) に準じて行う。
判定基準	初 期 … 3以上 洗濯後 … 2以上

■ 取扱い上の注意

- ・ 使用後 (入浴後) は、汚れを洗い流し乾燥させてください。汚れや湿気はカビ発生の原因となります。
- ・ ドライクリーニングは避けてください。